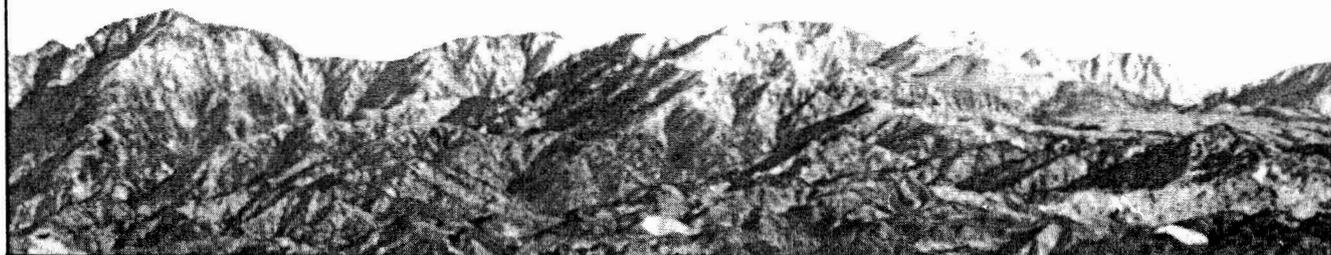


富山大学 学報



(題字 大井信一 学長)

第284号

目 次

関 係 法 令..... 2	学 事.....14
学 内 規 則..... 2	田村科学技術振興財団及び富山相銀奨学育英財
富山大学学長選考規則の制定..... 2	団からの助成金について.....14
富山大学学長選考実施細則の制定..... 4	三島海雲記念財団からの学術奨励金について.....15
富山大学学生部入学主幹の設置に伴う関係規則	人 事 異 動.....15
の整理に伴う規則の改正..... 7	高齢者叙勲について.....16
富山大学地域共同研究センターの設置に伴う関	永年勤続者の表彰.....16
係規則等の整理に伴う規則の改正..... 9	海外渡航者.....17
富山大学補導協議会規則の一部改正.....11	寄 稿 <ワルシャワ大学—その自治と自由>17
富山大学大学院学則の改正に伴う関係規則の整	職 員 消 息.....19
理に伴う規則の改正.....12	主 要 行 事.....19
諸 会 議.....13	

関 係 法 令

法 律

- 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律 (42) 6・1
 (注) 通貨 (貨幣及び銀行券) の額面価格の単位は円とし、その額面価格は1円の整数倍とするとともに、1円未満の金額の計算単位は銭 (円の100分の1) 及び厘 (銭の10分の1) とする等定められた。
- 建築基準法の一部を改正する法律 (66) 6・5
 (注) 木造建築物に係る高さ制限の合理化及び防火壁設置義務の合理化が行われた。
- 昭和62年度における国家公務員等共済組合法年金の額の改定の特例に関する法律 (67) 6・5
 (注) 厚生年金及び国民年金における措置にならない、国家公務員等共済組合法の年金について、消費者物価指数の比率を基準として、年金の額を改定することとした。
- 勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律 (75) 6・12

(注) 勤労者財産形成持家個人融資の貸付限度額を、現行の勤労者財産形成貯蓄等の5倍に相当する額から、10倍に相当する額の範囲内の一定の額に引き上げることとした。

政 令

- 国家公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する政令 (199) 6・5

省 令

- 支出官事務規程の一部を改正する省令 (大蔵33) 6・26
- 国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令 (文部23) 6・26

規 則

- 人事院規則17-0 (管理職員等の範囲) の一部を改正する人事院規則 (人事院17-0-9) 6・30

官庁報告

- 国家試験
- 昭和62年度国家公務員採用Ⅲ種試験公告 6・17

学 内 規 則

富山大学学長選考規則の制定

富山大学学長選考規則を次のとおり制定する。

昭和62年 6 月 26 日

富山大学長 大井 信一

富山大学学長選考規則

(趣 旨)

第 1 条 富山大学学長候補者 (以下「学長候補者」という。) の選考は、教育公務員特例法第 4 条の規定に基づき、この規則の定めるところによる。

(選考の機関)

第 2 条 学長候補者の選考は、富山大学評議会 (以下「評議会」という。) が行う。

(選考の時期)

第 3 条 評議会は、次の各号の一に該当する場合に学長候補者の選考を行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学長が欠員となったとき。

2 学長候補者の選考は、前項第 1 号に該当する場合は任期満了の日の 1 カ月以前に、同項第 2 号又は第 3 号に該当する場合は速やかに行うものとする。

(学長候補者の資格)

第4条 学長候補者は、人格が高潔で学識が優れ、かつ、教育行政に関し識見を有する者でなければならない。

(選考の方法)

第5条 評議会は、学長候補者を選考するため選挙を行う。

2 学長候補者の選挙は、予備選挙及び本選挙とする。

3 選挙は、選挙資格者の3分の2以上の投票がなければ成立しない。

(推薦資格者及び選挙資格者)

第6条 学長候補者の選考に係る推薦資格者及び選挙資格者は、学長選挙の公示の日(以下「公示日」という。)に富山大学(以下「本学」という。)に在職する専任の教授、助教授、講師及び助手(以下「専任教官」という。)とする。ただし、公示日において、海外渡航中の者及び休職中の者を除く。

2 前項の規定にかかわらず、公示日以後選挙の日までに本学の専任教官の身分を得た者、海外渡航から帰国した者及び復職した者は選挙資格を得る。

3 第1項の規定にかかわらず、選挙の日において、本学の専任教官の身分を有しない者、海外渡航中の者及び休職中の者は選挙資格を失う。

(選挙管理委員会)

第7条 評議会は、学長候補者の選考に関する事務を管理するため、富山大学学長候補者選挙管理委員会(以下「管理委員会」という。)を置く。

2 管理委員会は、各学部及び教養部から選出された専任教官各1名の委員をもって組織する。

3 管理委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選による。

4 委員長は、管理委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を行う。

5 委員は、第10条第2項に規定する予備選挙候補者となったとき及び選挙資格者でなくなったときは、委員の職を退くものとする。

6 委員が欠員となったときは、当該学部又は教養部から補充する。

7 管理委員会は、第18条の規定により学長候補者が決定したとき解散する。

(選挙の公示)

第8条 管理委員会は、評議会の議に基づき、選挙を行う期日等を公示する。

(選挙資格者名簿の作成)

第9条 管理委員会は、公示日において選挙資格者を確認の上、その名簿を作成する。

2 管理委員会は、前項に定める選挙資格者名簿を選挙資格者の縦覧に供さなければならない。

(学長候補適任者の推薦)

第10条 推薦資格者は、学長候補者として適任である者(以下「学長候補適任者」という。)1名を管理委員会に推薦することができる。

2 管理委員会は、前項により推薦された学長候補適任者を確認の上、予備選挙候補者とする。

3 管理委員会は、学長候補適任者を推薦した者の氏名を公表しない。

(予備選挙候補者の公示)

第11条 管理委員会は、前条第2項に規定する予備選挙候補者の学歴及び職歴等を記載した予備選挙候補者名簿を、事務局、学生部、各学部、教養部、附属図書館、トリチウム科学センター、地域共同研究センター及び保健管理センター(以下「各部局」という。)に公示する。

(予備選挙)

第12条 予備選挙は、予備選挙候補者について単記無記名により投票を行い、有効投票数の5パーセント以上の得票者を本選挙候補者とする。ただし、予備選挙候補者が3名以下の場合には予備選挙を行わず、その者を本選挙候補者とする。

(本選挙候補者の経歴書)

第13条 管理委員会は、本選挙候補者の学歴及び職歴等を記載した経歴書を作成して選挙資格者に配付する。

(本選挙)

第14条 本選挙は、本選挙候補者について単記無記名により投票を行い、有効投票の過半数の票を得た者を学長候補当選者とする。

2 前項の投票において、有効投票の過半数の票を得た者がいないときは、得票上位の3名(末位に得票数の同じ者があるときは、その者を加える。)について、さらに単記無記名により投票を行い、有効投票の過半数の票を得た者を学長候補当選者とする。

3 前項の投票において、有効投票の過半数の票を得た者がいないときは、得票上位の2名(末位に得票数の同じ者があるときは、得票上位の2名が決定するまで、同項の投票を繰り返し行う。)について単記無記名により投票を行い、有効投票の過半数の票を得

た者を学長候補当選者とする。ただし、得票が同数であるときは、評議会が学長候補当選者を決定する。
(不在者投票)

第15条 選挙資格者で、予備選挙及び本選挙の第1回目の投票において、公務上止むを得ない事由により、選挙の当日に投票することができない者は、不在者投票を行うことができる。

2 前項の投票は、管理委員会が指定する期日及び場所において行うものとする。
(立会人)

第16条 投票立会人及び開票立会人は、管理委員会委員のうちから選出する。

(得票数の公開)

第17条 管理委員会は、予備選挙及び本選挙の結果を投票所及び各部局に公示する。ただし、予備選挙において、得票が有効投票数の5パーセント未満の者は公示しない。

(学長候補者の決定)

第18条 評議会は、学長候補当選者から学長就任の承諾を得たときは、その者を学長候補者に決定し、学長に報告する。

(再選考)

第19条 評議会は、学長候補当選者が辞退したとき又は学長候補者が止むを得ない事由により欠けたときは、速やかに再選考を行う。

(学長の任期)

第20条 学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き6年を超えることができない。

(細則等)

第21条 この規則の実施に関し必要な細則は、評議会が別に定める。

2 学長候補者選考の実施に関し疑義があるときは、評議会が決定する。

附 則

- 1 この規則は、昭和62年6月26日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に学長の職にある者は、この規則により選考されたものとみなし、その任期については、その者が学長となった日から起算する。
- 3 富山大学学長選考基準(昭和28年5月25日制定)は、廃止する。

▶富山大学学長選考規則の制定理由

学長候補者の選考について抜本改正するため、現行

学長選考基準を廃止して、新たに学長選考規則を定める。

富山大学学長選考実施細則の制定

富山大学学長選考実施細則を次のとおり制定する。

昭和62年6月26日

富山大学長 大井 信一

富山大学学長選考実施細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、富山大学学長選考規則(以下「規則」という)第21条第1項の規定に基づき、学長候補者の推薦及び選挙の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(公 示)

第2条 規則第8条の規定による公示の事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 学長選考の理由
- (2) 学長候補適任者推薦の期限
- (3) 予備選挙及び本選挙の日時及び場所
- (4) 不在者投票に関する事項
- (5) 選挙資格者名簿の縦覧の期間及び場所

2 前項の公示の場所は、事務局、学生部、各学部、教養部、附属図書館、トリチウム科学センター、地域共同研究センター及び保健管理センターとする。

(選挙資格者名簿)

第3条 規則第9条の規定による選挙資格者名簿は、様式第1のとおりとし、各学部、教養部、トリチウム科学センター、地域共同研究センター及び保健管理センター別に五十音順に作成する。

2 選挙資格者は、選挙資格者名簿に脱漏又は誤載があると認めるときは、縦覧期間内に管理委員会に訂正を申し出ることができる。

(推薦書)

第4条 規則第10条第1項の規定による学長候補適任者推薦書は、様式第2のとおりとする。

2 前項の推薦書の用紙は、庶務課及び各学部・教養部の庶務係において、推薦資格者に交付する。

3 管理委員会は、推薦書の記載事項に明らかな誤りがあるときは、これを訂正することができる。

(予備選挙候補者名簿)

第5条 規則第11条の規定による予備選挙候補者名簿

様式第5

学長候補者予備選挙投票用紙

表 面

		富山大学学長候補者 予備選挙投票用紙 富山大学学長候補者選挙管理委員会 印
--	--	--

裏 面

	候補者氏名 	
--	---------------	--

学長候補者本選挙投票用紙

表 面

		富山大学学長候補者 本選挙投票用紙 富山大学学長候補者選挙管理委員会 印
--	--	---

裏 面

	候補者氏名 	
--	---------------	--

富山大学学生部入学主幹の設置に伴う
関係規則の整理に伴う規則の改正

富山大学学生部入学主幹の設置に伴う関係規則の整理に関する規則を改正する規則を次のとおり制定する。

昭和62年6月26日

富山大学長 大井 信一

富山大学学生部入学主幹の設置に伴う関係規則の
整理に関する規則

(富山大学文書処理規則の一部改正)

第1条 富山大学文書処理規則(昭和24年12月2日制定)の一部を次のように改正する。

第3条中「, 主管課」を「, 主管課又は主幹」に改める。

第5条第1項中「各課」を「各課及び主幹」に、「, 主管課長」を「, 主管課長又は主幹」に改め、同条第3項中「主管課」を「主管課又は主幹」に改める。

第14条中「主務課長」を「主務課長又は主幹」に改める。

第15条中「, 部, 課, 係長名」を「, 部長名, 課長名, 主幹名又は係長名」に改める。

第20条第2号中「又は厚生課」を「, 厚生課又は入学主幹」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 各部課主幹名又は各部課長主幹名で発送する書類は、当該部課主幹係で浄書する。

別表中

「富大厚 第 号 厚生 課所管のもの」を
 「富大厚 第 号 厚生 課所管のもの
 富大入 第 号 入学主幹所管のよの」
 様式第 2号、様式第 5号及び様式第 5の 2中「課
 長」を「課長・主幹」に改める。

(富山大学入学試験管理委員会規則の一部改正)

第 2条 富山大学入学試験管理委員会規則(昭和36年
 9月 8日制定)の一部を次のように改正する。

第10条中「及び厚生課長」を「, 厚生課長及び入
 学主幹」に改める。

(富山大学事務組織規則の一部改正)

第 3条 富山大学事務組織規則(昭和39年 1月 1日制
 定)の一部を次のように改正する。

第 2条第 3項中「及び厚生課」を「, 厚生課及び
 入学主幹」に改める。

第 4条第 1項中「課」を「課, 主幹」に改める。

第10条中第 2号を削り, 第 3号を第 2号とし, 第
 4号から第 7号までを 1号ずつ繰り上げる。

第10条第 8号中「, 厚生課」を「厚生課及び入学
 主幹」に改め, 同号を第 7号とする。

第11条第 9号に次の 1号を加える。

(10) その他学生の厚生福祉に関すること。

第11条の次に次の 1号を加える。

第11条の 2 入学主幹においては, 次の事務をつ
 かさどる。

- (1) 入学者選抜に関し, 総括し, 連絡調整するこ
 と。
- (2) 学生募集及び入学者選抜試験に関すること。
- (3) 入学者選抜方法の改善の企画, 立案に関する
 こと。
- (4) 所掌事務の調査統計に関すること。
- (5) その他入学者選抜に関すること。

(富山大学防火管理規則の一部改正)

第 4条 富山大学防火管理規則(昭和39年 9月 18日制
 定)の一部を次のように改正する。

別表第 3の第 3項第 3号中「, 課長」を「, 課長,
 主幹」に改める。

(富山大学入学者選抜方法研究委員会規則の一部改
 正)

第 5条 富山大学入学者選抜方法研究委員会規則(昭
 和39年12月18日制定)の一部を次のように改正する。

第 7条中「, 学生課」を「, 入学主幹」に改める。

(富山大学公印管理規則の一部改正)

第 6条 富山大学公印管理規則(昭和48年 4月 13日制

定)の一部を次のように改正する。

別表第 2 学生部の項中

富山大学学生部 厚生課長の印	20	厚生課長	〃	
-------------------	----	------	---	--

富山大学学生部 厚生課長の印	20	厚生課長	〃	
富山大学学生部 入学主幹の印	20	入学主幹	〃	

改める。

(富山大学文書決裁規則の一部改正)

第 7条 富山大学文書決裁規則(昭和48年12月21日制
 定)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

課の所掌事務に属する軽易なもの のうち, 他課に関連のないもの	主管課長
------------------------------------	------

課又は主幹の所掌事務に属する軽 易なもの	主管課長 又は主幹
-------------------------	--------------

改める。

別表第 2 (各課共通事項)の項中「主管課長」を
 「主管課長又は主幹」に改め, 同表(学生課関係)
 の項中第 7号を次のように改める。

7 入学者, 在学者及び卒業者の報告	学 長	学生部長	
--------------------	-----	------	--

別表第 2 (学生課関係)の項中第 8号及び第 9号
 を削り, 同項第10号中「学生の退学」を「学生の入
 学, 退学」に改め, 同号を第 8号とし, 第11号を第
 9号とし, 第12号を第10号とする。

別表第 2 (学生課関係)の項中第13号を削り, 第
 14号を第11号とし, 第15号を第12号とし, 第16号を
 第13号とし, 同表(厚生課関係)の項の次に次の 1
 項を加える。

(入学主幹関係)			
1 入学志願者, 合格者の報告	学 長	学生部長	
2 学力検査の実施に伴う報告及び問題 用紙説明書並びに集計表等の送付	学 長	学生部長	
3 入学試験等の合格者に対する通知書	学 長	学生部長	

(富山大学共通第 1 次学力試験実施委員会規則の
 一部改正)

第 8条 富山大学共通第 1 次学力試験実施委員会規

則（昭和53年9月28日制定）の一部を次のように改正する。

第6条中「，学生課」を「，入学主幹」に改める。
（富山大学事務電算化委員会規則の一部改正）

第9条 富山大学事務電算化委員会規則（昭和54年12月21日制定）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「課長」を「課長，主幹」に改める。
（富山大学における旅行命令権の復委任に関する規則の一部改正）

第10条 富山大学における旅行命令権の復委任に関する規則（昭和55年3月31日制定）の一部を次のように改正する。

第2条の表学生部長の項中「及び課長」を「，課長及び主幹」に改める。

附 則

この規則は，昭和62年6月26日から施行し，昭和62年5月21日から適用する。

▶ 富山大学学生部入学主幹の設置に伴う関係規則の整理に関する規則の制定理由

国立大学及び国立短期大学の事務局等の部及び課に関する訓令（昭和42年文部省訓令第20号）の一部改正により，富山大学に入学主幹が設置されたことに伴い，所要事項を改める。

富山大学地域共同研究センターの設置に伴う関係規則等の整理に伴う規則の改正

富山大学地域共同研究センターの設置に伴う関係規則等の整理に関する規則を改正する規則を次のとおり制定する。

昭和62年6月26日

富山大学長 大井 信一

富山大学地域共同研究センター設置に伴う関係規則等の整理に関する規則

（富山大学文書処理規則の一部改正）

第1条 富山大学文書処理規則（昭和24年12月2日制定）の一部を次のように改正する。

別表中

「富大ト 第 号 トリチウム科学センター所管のもの」を

「富大ト 第 号 トリチウム科学センター所管のもの

富大地 第 号 地域共同研究センター所管のもの」

に改める。

（富山大学教員（教授・助教授・講師）選考基準の一部改正）

第2条 富山大学教員（教授・助教授・講師）選考基準（昭和29年5月28日制定）の一部を次のように改正する。

第1条ただし書を次のように改める。

ただし，トリチウム科学センター，地域共同研究センター及び保健管理センターの教員の選考については，富山大学トリチウム科学センター規則，富山大学地域共同研究センター規則又は富山大学保健管理センター規則の定めるところによる。

（富山大学国有財産取扱規則の一部改正）

第3条 富山大学国有財産取扱規則（昭和33年3月7日制定）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「，トリチウム科学センター」の次に「，地域共同研究センター」を加える。

（富山大学防火管理規則の一部改正）

第4条 富山大学防火管理規則（昭和39年9月18日制定）の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書を次のように改める。

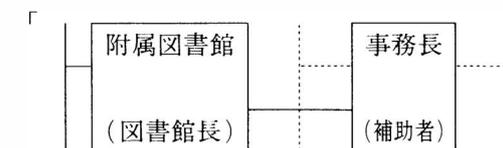
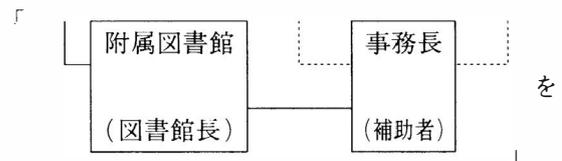
ただし，地域共同研究センターにあっては工学部に，保健管理センターにあっては学生部に属する部局とする。

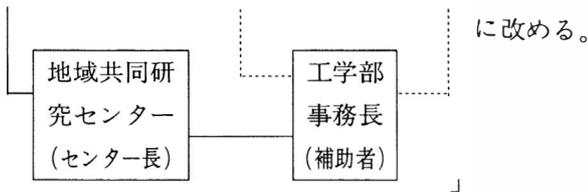
（富山大学電気工作物保安規則の一部改正）

第5条 富山大学電気工作物保安規則（昭和41年3月15日制定）の一部を次のように改正する。

別表第1の五福団地の項中「トリチウム科学センター」の次に「地域共同研究センター」を加える。

別表第2の保安業務の組織図中





(富山大学施設整備委員会規則の一部改正)

第6条 富山大学施設整備委員会規則(昭和45年2月16日制定)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第10号を第11号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 地域共同研究センター長

(富山大学受託研究取扱規則の一部改正)

第7条 富山大学受託研究取扱規則(昭和45年8月7日制定)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、トリチウム科学センター」の次に「、地域共同研究センター」を加える。

第5条第1項中「トリチウム科学センター」の次に「、地域共同研究センター」を加える。

(富山大学公印管理規則の一部改正)

第8条 富山大学公印管理規則(昭和48年4月13日制定)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「、トリチウム科学センター長」の次に「、地域共同研究センター長」を加える。

別表第2トリチウム科学センターの項の次に次のように加える。

地域共同研究センター	富山大学地域共同研究センター長 印	23	工学部 事務長	工学部 庶務係長	
------------	-------------------	----	---------	----------	--

(富山大学文書決裁規則の一部改正)

第9条 富山大学文書決裁規則(昭和48年12月21日制定)の一部を次のように改正する。

別表第1中

トリチウム科学センターの所掌事務に属するもの(特に重要なものを除く。)	トリチウム科学センター長	を に 改める。
トリチウム科学センターの所掌事務に属するもの(特に重要なものを除く。)	トリチウム科学センター長	
地域共同研究センターの所掌事務に属するもの(特に重要なものを除く。)	地域共同研究センター長	

別表第2に次のように加える。

(地域共同研究センター関係)			
1 職員の勤務を要しない時間の指定	学長	地域共同研究センター長	
2 職員の職務専念義務免除(人事院規則10-6第5条)	学長	地域共同研究センター長	
3 有給休暇等の承認	学長	地域共同研究センター長	
4 産後休に関すること	学長	地域共同研究センター長	
5 非常勤職員の無給休暇の承認	学長	地域共同研究センター長	
6 教員の勤務時間の割振りの承認	学長	地域共同研究センター長	
7 教員の研修(センター長並びに引き続き1月以上にわたる場合及び海外研修を除く。)の承認	学長	地域共同研究センター長	
8 超過勤務、休日勤務、夜間勤務の命令	学長	地域共同研究センター長	長
9 職員の身分証明書の発行	学長	工学部 事務	

(富山大学職員健康安全管理規則の一部改正)

第10条 富山大学職員健康安全管理規則(昭和51年10月1日制定)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及びトリチウム科学センター」を「、トリチウム科学センター及び地域共同研究センター」に改める。

別表第1中

工学部 事務長	庶務係長	事務長	管理係長	工学部	を
---------	------	-----	------	-----	---

工学部 地域共同研究センター	工学部 事務長	工学部 庶務係長	工学部 事務長	工学部 用度係長	工学部及び地域共同研究センター	に
----------------	---------	----------	---------	----------	-----------------	---

改める。

(富山大学発明規則の一部改正)

第11条 富山大学発明規則(昭和53年12月22日制定)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「及びトリチウム科学センター」を「、トリチウム科学センター及び地域共同研究センター」に改める。

(富山大学における旅行命令権の復委任に関する規則の一部改正)

第12条 富山大学における旅行命令権の復委任に関する規則(昭和55年3月31日制定)の一部を次のように改正する。

第2条の表トリチウム科学センターの項の次に次のように加える。

地域共同研究センター長	地域共同研究センター所属職員に対する旅行命令権
-------------	-------------------------

(富山大学将来計画委員会規則の一部改正)

第13条 富山大学将来計画委員会規則(昭和55年6月27日制定)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 地域共同研究センター長

第2条第2項中「第3号」を「第4号」に改める。

(富山大学における事務の委任に関する規則の一部改正)

第14条 富山大学における事務の委任に関する規則(昭和55年9月27日制定)の一部を次のように改正する。

第2条本文中「及び保健管理センター所長」を「、地域共同研究センター長及び保健管理センター所長」に改め、同条ただし書中「並びに保健管理センター所長」を「及び地域共同研究センター長並びに保健管理センター所長」に改める。

(富山大学情報処理センター規則の一部改正)

第15条 富山大学情報処理センター規則(昭和59年7月20日制定)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 地域共同研究センター長

(富山大学と民間等との共同研究取扱規則の一部改正)

第16条 富山大学と民間等との共同研究取扱規則(昭和59年10月26日制定)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及びトリチウム科学センター」を「、トリチウム科学センター及び地域共同研究センター」に改める。

第5条第1項中「トリチウム科学センター」の次に「及び地域共同研究センター」を加える。

附 則

この規則は、昭和62年6月26日から施行し、昭和62年5月21日から適用する。

▶富山大学地域共同研究センターの設置に伴う関係規則等の整理に関する規則の制定理由

国立学校設置法施行規則の改正により、富山大学に地域共同研究センターが設置されたことに伴い、所要事項を改める。

富山大学補導協議会規則の一部改正

富山大学補導協議会規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

昭和62年6月26日

富山大学長 大井 信一

富山大学補導協議会規則の一部を改正する規則

富山大学補導協議会規則(昭和24年8月5日制定)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(設 置)

第1条 富山大学に富山大学補導協議会(以下「本会」という。)を置く。

第2条中「ならびに」を「及び」に、「はかる」を「図る」に改める。

第3条第1項中「次の職員でこれを組織する」を「次の各号に掲げる委員をもって組織する」に、同項第2号中「および」を「及び」に改め、同条ただし書きを次のように改める。

ただし、うち1名は副委員長とする。

第3条第2項中「補欠委員」を「補欠の委員」に改める。

第4条及び第5条を次のように改める。

(任 期)

第4条 前条第1項第2号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議 事)

第5条 学生部長は、本会を招集し、その議長となる。
2 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名した委員がその職務を行う。

第6条第1項中「構成員」を「委員」に改め、同

条第2項中「出席者」を「出席委員」に、「可否同数であるときは」を「ただし、可否同数のときは」に改める。

第7条中「毎週土曜日に開催する」を「定期的で開催するものとする」に改める。

第9条を削り、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

第8条 本会の目的を達するため、専門部会を置くことができる。

附 則

この規則は、昭和62年6月26日から施行する。

▶富山大学補導協議会規則の改正理由

補導協議会の開催日及び字句等を整備するため、所要事項を改める。

富山大学大学院学則の改正に伴う関係規則の整理に伴う規則の改正

富山大学大学院学則の改正に伴う関係規則の整理に関する規則を改正する規則を次のとおり制定する。

昭和62年6月26日

富山大学長 大井 信一

富山大学大学院学則の改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(富山大学大学院委員会規則の一部改正)

第1条 富山大学大学院委員会規則(昭和42年5月19日制定)の一部を次のように改正する。

第1条中「第35条第2項」を「第47条第2項」に改める。

(富山大学大学院工学研究科規則の一部改正)

第2条 富山大学大学院工学研究科規則(昭和42年5

月19日制定)の一部を次のように改正する。

第1条中「第38条」を「第50条」に改める。

(富山大学大学院工学研究科委員会規則の一部改正)

第3条 富山大学大学院工学研究科委員会規則(昭和42年5月19日制定)の一部を次のように改正する。

第1条中「第37条第2項」を「第49条第2項」に改める。

(富山大学大学院理学研究科規則の一部改正)

第4条 富山大学大学院理学研究科規則(昭和53年4月1日制定)の一部を次のように改正する。

第1条中「第38条」を「第50条」に改める。

(富山大学大学院理学研究科委員会規則の一部改正)

第5条 富山大学大学院理学研究科委員会規則(昭和53年4月1日制定)の一部を次のように改正する。

第1条中「第37条第2項」を「第49条第2項」に改める。

(富山大学大学院人文科学研究科規則の一部改正)

第6条 富山大学大学院人文科学研究科規則(昭和61年4月1日制定)の一部を次のように改正する。

第1条中「第38条」を「第50条」に改める。

(富山大学大学院人文科学研究科委員会規則の一部改正)

第7条 富山大学大学院人文科学研究科委員会規則(昭和61年4月1日制定)の一部を次のように改正する。

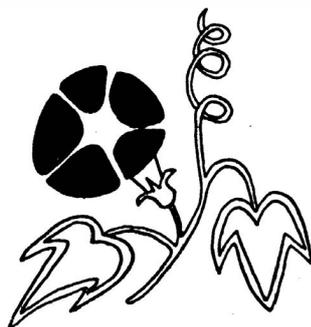
第1条中「第37条第2項」を「第49条第2項」に改める。

附 則

この規則は、昭和62年6月26日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

▶富山大学大学院学則の改正に伴う関係規則の整理に関する規則の制定理由

富山大学大学院学則の一部改正(昭和62年4月17日)に伴い、関係規則の対応条項を改めるため。



海外渡航者

渡航の種類	所属	職	氏名	渡航先国	目的	期間
外国出張	教育学部	教授	永野 弘	アメリカ合衆国	1987国際低温材料会議低温工学会議出席	62. 6. 12 } 62. 6. 20
	理学部	教授	堀越 叡	アメリカ合衆国	「深海潜水船 Alvin 号による西太平洋背弧・前弧域の日米協力研究」に参加のため	62. 6. 25 } 62. 7. 12
海外研修旅行	教育学部	助手	丸山 茂徳	アメリカ合衆国	低変成度変成作用の研究	62. 6. 1 } 62. 8. 15
	経済学部	助教授	菊田 健作	アメリカ合衆国	ゲーム理論に関する国際会議に参加のため	62. 6. 17 } 62. 7. 4
	教養部	教授	宇尾野逸作	アメリカ合衆国	イースト・ウェストセンターの研究員として文化コミュニケーション研究所主催「大学における異文化関連学科目の開設発展のための国際研究集会」に参加のため	62. 6. 23 } 62. 7. 9
	経済学部	助教授	武井 勲	アメリカ合衆国 カナダ	リスク・マネジメント研究調査及び第80回国際ビル管理学会出席	62. 6. 22 } 62. 7. 8

寄 稿

ワルシャワ大学—その自治と自由

人文学部教授 藤 井 一 行

主たる訪問国であるポーランドの首都ワルシャワに入ったのはちょうどメーデーの当日であった。ゴルバチョフがソ連ですすめているペレストロイカ路線がポーランドの民主化運動にいかなる影響をあたえているか、とりわけかの「連帯」のポーランド・ペレストロイカ（改編）運動が蘇生するか否か——そのことに多大な関心をいただいていた私は期待感に胸をふくらませてワルシャワ空港におりたったのであった。

パリの「連帯」支援事務所で紹介してもらっていた「連帯」スポークスマンのA氏にさっそく電話連絡をとってみると、奥さんが電話口に出て、Aは不在だという。紹介者の名をつけ、ぜひA氏に会いたいのだがいつなら会えるだろうかときくと、Aは逮捕されていていつ釈放されるかわからないという返事であった。

ヤルゼルスキイ政権の政策がいささかも変わっていないことをまずは思い知らされたわけである。釈放されたA氏に会えるまで結局10日あまり待たなければならなかった。

A氏との会談はたいへん有益なものであった。「連帯」とロシア・マルクス主義との関係についても多くのことを知ることができた。しかしそのことはここでは割愛する。A氏に会ってなによりびっくりしたことは、氏がワルシャワ大学というれっきとした国立大学の現職の教授であるという事実であった。A教授はかの戒厳令以来なんととなく逮捕・投獄されてきたという。ある年などはまるまる1年間も獄中にあったという。今回もヤルゼルスキー軍事政権はメーデーをまえにして、「連帯」の動きを封じこめるためにA教授ら

を予防拘禁したのであった。たびかさなる弾圧にもかかわらずA教授にはみじんも暗さが見られなかった。それどころか教授の口調は民主主義の勝利への確信に満ちていた。大学の教授が反政府活動にもかかわらずそのポストをうばわれないうるなどということはソ連ではまるで考えられもしないことである。ソ連どころか日本でさえあやしいことである。日本の国立大学の教官のはたしてどれだけが当局の意向に抗してまで、逮捕・投獄をくりかえす同僚の首を守ろうとするであろうか。さすがはコペルニクスやキューリー夫人を世界に送った民族だけのことがある。これが西欧型の「大学の自治」の伝統というものかといたく感嘆したことであった。

A教授は非マルクス主義者と見えたが、マルクス主義者である教授たちのばあいにも同じような問題があった。ワルシャワ大学の社会科学の教授であるB氏の場合がそうであった。B教授は共産党の一員であった。しかしB教授は7年前ヤルゼルスキーの戒厳令に抗議して離党した。だが共産党はB教授の離党を許さなかった。離党の申し出に対する党の措置は「除名」であった。党の方針を支持しないということは許されないというわけであった。「組織」の方針についていけないという者の存在を許さず、「組織」をあえて離脱しようとする者には指をつめさせるという日本の「やくざ」組織のおきてにも似たおきてが世界のスターリン主義型の共産党に生きているとはつとに知られているところであるが、ポーランドの共産党にもそれはたしかに生きていたのだ。しかしここで私が強調したいのはそのことではない。私が感動したのは共産党を除名されたB教授が依然としてワルシャワ大学の教授としてその地位にとどまりえているという事実であった。

ソ連では、党と政府の方針に反対して除名されたものが同じ地位にとどまるということはめったにない。東欧圏で最も自由と見られているユーゴスラヴィアでさえ学問の自由と大学の自治は保障されていない。私の訪れたベオグラード大学のC教授の場合がそうであった。C教授は数年まえある著作が罪に問われて大学を追われた。数年にわたる法廷闘争のすえ、C教授は勝訴した。そして教授は大学に「復職」した。「復職」とカッコつきにしたのにはもちろん理由がある。それは給与はあたえられず、授業もできないという「職」だったからだ。自由に研究したまえ、ただし飲まず食わずで、というわけだ。大学にはそうしたC教授を守るだけの「自治」が確立されていない——教授は暗い

顔でそう語った。ユーゴスラヴィアのそうした状況を見聞してきたあとであっただけに、ワルシャワ大学のB教授の境遇はたいへん対照的であった。聞けばワルシャワ大学には公式のマルクス主義者がきわめてすくないのだという。皮肉なことにそのことも大学の自治というものを確保していくうえでプラスに作用しているらしい。

ワルシャワ大学についてはもう一つ印象的だったことがある。今回の訪欧の目的の一つに、トロツキイに関する研究状況の調査があった。そのため東欧諸国の首都にある主たる図書館（大学図書館や国立図書館）でトロツキイの著作があるかどうか、またあるとしても自由に読めるようになっているかどうかを実際に調べてみたのであった。ちなみに、1983年にモスクワを訪れたさいにも国立レーニン図書館でそれを調べてみたことがある。おどろいたことに蔵書目録にはトロツキイの名が存在しなかった。あたかもトロツキイという人間がロシアにもこの世にもいたことがなかったかのように。ところが東欧諸国ではトロツキイはちゃんと生きていた。ベオグラード、ブダペスト、ワルシャワの図書館にはトロツキイの著作があった（もっともだれでも読めるということではなく、その許容範囲は



ワルシャワ市内の街かどに立つ
コペルニクス像

国によって違っていた)。しかしベオグラードでもブダペストでもトロツキイの著作はごくわずかしがなく、2、3点を数えるのみであった。ところがワルシャワ大学にはあったのである、実にたくさんのトロツキイの著作が。ポーランドが生んだ世界最大のトロツキイ学者ドイツチャーのあの古典的な三部作も、当然というべきか、著者が「反党分子」であるにもかかわらずというべきか、ともかく何セットもあった。しかしポーランドでのトロツキイの運命もけっしてよろこばしいものではなかった。この国では、トロツキイは皮肉なことに〈レーニンと同じような反民主主義者〉と見なされているために、その著作がほとんどかえりみられないのである。トロツキイがレーニンとならぶ民主

主義者——もちろん社会主義的な意味での——であったということを知る者はこの国でもきわめて稀なのである。「連帯」の運動が瓦解したこともこの事実とけっして無縁ではなさそうである。

以上、わが「東欧見聞録」の一端である。

(1987. 7. 6)

▶ 筆者は、文部省短期在外研究員として、昭和62年3月23日から5月22日まで2ヵ月間「西欧、東欧諸国におけるロシア・マルクス主義の受容・研究状況に関する調査」のためヨーロッパ10か国へ外国出張されましたので、特に寄稿を御依頼したものです。

職員消息

《住所変更》

人文学部・理学部

用度係長 中川 巖

教 諭 中西真由美

教育学部

附属養護学校

教 諭 荒谷 由美

《改 姓》

教育学部

附属養護学校

教 諭 荒谷 由美(旧姓 松田)

教 諭 中西真由美(旧姓 酒井)

主要行事

本 部

6月1日 永年勤続者表彰式
第46回国立大学学生部次長協議会
(於：埼玉共済会館)
2日 昭和62年度文部省共済組合主管課長会議
(於：東京 青山会館)

昭和62年度国立大学学生部次長・課長・国立高等専門学校学生課長会議

(於：東京 如水会館)

～3日 第32回大学祭(5月29日から)

3～5日 国立大学入学者選抜研究連絡協議会第8回大会(於：東京芸術大学)

4日 第1回施設整備委員会

4～5日 昭和62年度各省庁地方支分部局等予算決算

関係事務研修会（於：金沢 第二合同庁舎）

昭和62年度国立大学施設担当部課長会議

（於：東京医科歯科大学）

胸部X線間接撮影

- 5日 第1回大学院委員会
第3回評議会
部局長懇談会
- 8日 第1回学寮補導委員会
- 8～9日 全国国立大学工学系学長懇談会
（於：信州大学）
胸部X線間接撮影
- 9日 昭和62年度東海・北陸地区国立大学学生部
課長会議（於：金沢大学）
- 9～10日 国立学校及び所轄機関等庶務部課長会議
（於：東京医科歯科大学）
- 10日 定期健康診断（教養部）
- 11日 胸部X線間接撮影
- 12日 コクヨ(株)会長の記者会見
- 15日 構内交通対策委員会
第3回補導協議会・職業補導担当者会議
- 16～17日 国立大学協会第80回総会
（於：国立教育会館）
- 18日 国立大学長会議（於：学士会館）
- 18～19日 昭和62年度留学生交流研究協議会
（於：山口大学）
- 19日 第27回国立短期大学協会定期総会
（於：霞ヶ関ビル）
国立大学協会第47回事務連絡会議
（於：国立教育会館）
- 22日 予算配分方針説明
第4回補導協議会
- 23日 第1回国際交流委員会
昭和62年度第3回入学試験管理委員会・第
2回入学者選抜方法研究委員会の合同委員会
- 25日 昭和62年度北陸地区国立学校事務電算化協
議会（於：金沢大学）
- 25～26日 昭和62年度国立大学入試課長・入学主管連
絡協議会（於：1番町グリーンパレス）
- 26日 第4回評議会
部局長懇談会
- 29日 第1回体育施設運営協議会
- 30日 昭和62年度東海・北陸地区国立大学学生部
次長・課長会議（於：名古屋大学）

人文学部

- 6月1日 教授会
- 3日 学部教務委員会
真率会役員会
2年次学生(全体)オリエンテーション
- 4～5日 X線間接撮影
- 8日 事務連絡会
- 10日 教授会
人事教授会
- 17日 学部教務委員会
施設委員会
新センター構想検討委員会
- 24日 学部将来計画委員会
2年次学生コース別オリエンテーション
- 26日 2年次学生コース別オリエンテーション

教育学部

- 6月3日 附属教育実践研究指導センター運営委員会
授業分析室委員会
- 4～5日 日本教育大学協会北陸地区家庭科部門研究
協議会（於：新潟大学）
- 5日 日本教育大学協会評議員会
（於：東京都）
- 11～12日 昭和62年度春季全国国立大学教育学部長会
議（於：松山市）
- 13日 附属教育実践研究指導センターセミナー
- 17日 学部教務委員会
学部補導委員会
教授会
人事教授会
- 19日 附属中学校教育研究協議会
- 25日 紀要編集委員会
全国国立大学附属学校連盟常任理事会
（於：東京都）

経済学部

- 6月3日 学部図書委員会
 4日 X線間接撮影
 10日 学部教務委員会
 人事教授会
 教授会
 12日 親睦会幹事会
 15日 日本海経済研究所運営委員会
 17日 改組経過報告書作成委員会
 18日 学部職業補導委員会
 19日 コンピュータ管理運営委員会
 22日 学部将来構想検討委員会
 24日 学部教務委員会
 教授会
 各種委員選考委員会
 30日 X線直接撮影

理学部

- 6月3日 真率会役員会
 4～5日 X線間接撮影
 8日 事務連絡会
 17日 教授会
 人事教授会

工学部

- 6月3日 北陸信越工業教育協会富山県支部幹事会
 4～5日 定期X線間接撮影
 11～12日 第25回中部圏国立大学工学系事務協議会
 (於：名古屋大学)
 18日 学科主任会議
 24～25日 北陸信越工業教育協会理事会・評議員会並
 びに通常総会(於：新潟大学)
 北陸信越工学部長懇談会(於：新潟大学)
 30日 学科主任会議・学部改革検討委員会合同会
 議

教養部

- 6月3日 将来計画委員会
 10日 推薦委員会
 人事教授会
 教授会
 17日 視聴覚教育委員会
 23日 視聴覚教育委員会
 24日 教授会
 25日 親和会総会

附属図書館

- 6月2日 第1回附属図書館商議会
 4～5日 X線間接撮影
 5日 係長事務打合せ
 15日 ワーキンググループと富士通SEとの打合
 せ
 26日 情報処理センター・図書館・富士通SEと
 の打合せ
 30日 学術情報システム特別委員会ネットワーク
 専門委員会(於：群馬県・草津セミナーハ
 ウス)

保健管理センター

- 6月4日 定期胸部X線間接撮影
 (各学部男子学生, 職員男子)
 5日 定期胸部X線間接撮影
 (教養部女子学生, 職員女子)
 8日 定期胸部X線間接撮影(教養部女子学生)
 9日 定期胸部X線間接撮影(教養部男子学生)
 10日 定期健康診断
 (教養部2年生, 人文学部及び理学部4年
 生)
 11日 定期胸部X線間接撮影(教養部男子)
 15～17日 定期胸部X線間接撮影(再受診)
 16日 学生相談員懇談会
 22日 健康相談(耳鼻科)
 24日 健康の集い, 内科精密検査

(定期健康診断有所見者)

- 25日 健康相談(眼科), 定期健康診断
(人文学部及び理学部4年生)
- 25~26日 定期胸部X線間接撮影(再受診)
- 26日 定期健康診断(経営短期大学部)
- 30日 胸部X線直接撮影(要精検者)

トリチウム科学センター

- 6月4日 昭和62年度第2回富山大学トリチウム科学
センター運営委員会
- 19日 トリチウム漏洩避難訓練
(トリチウム科学センター)

経営短期大学部

- 6月19日 国立短期大学協会定期総会
(於：霞ヶ関ビル プラザホール)

編集 富山大学庶務部庶務課
富山市五福3190

印刷所 あけぼの企画株式会社
富山市住吉町1丁目5-18
電話 (24) 1755(代)